

地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

令和3年2月
総務省

1 改正の趣旨

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百四十七条の二第一項の規定に基づき、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する方法により行うことができる特定書面等地方税関係申告等を追加する。

2 主な改正の内容

地方税関係手続用電子情報処理組織による電子申請等の対象に以下の手続を追加する。

- （1）徴収の猶予の申請
- （2）徴収の猶予期間の延長の申請
- （3）徴収の猶予に係る申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出
- （4）換価の猶予の申請
- （5）換価の猶予期間の延長の申請
- （6）換価の猶予に係る申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出

3 施行期日

公布日